

# 京都市における歴史的風致維持向上の取組

－平成30年度末計画変更に向けて－



「京都市歴史的風致維持向上計画」は、平成20年に制定された「歴史まちづくり法」(正式名:地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)に基づく計画であり、京都の歴史的風致の維持・向上を推進し、未来の世代に引き継ぎ、京都がいつまでも京都であり続けるため、策定したものです。

計画認定日:平成21年11月19日

計画期間 :平成21～32年度

# 議題1 平成30年度末計画変更の主な内容

## 京都市の歴史的風致維持向上計画の構成（目次）

赤字は平成30年度末計画変更予定

### 総論（策定経過の時点修正）

第1章 京都市の歴史的風致形成の背景（指定件数等の時点修正）

第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針（施策の時点修正）

第4章 重点区域の位置及び区域（重点区域境界線の一部変更，指定件数等の時点修正）

第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携（施策の時点修正）

第6章 文化財の保存及び活用に関する事項（施策の時点修正）

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項（支援事業の変更等）

第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針（指定方針の変更，指定及び候補リスト追加）

第9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

資料・図版・写真 リスト（時点修正）

# 第1章 京都市の歴史的風致形成の背景

## 指定・登録文化財等の追加（平成31年1月時点）

### 1. 京都市指定登録有形文化財（建造物）… 3件

- ・ 伏見稻荷大社松の下屋及び茶室（瑞芳庵）
- ・ 伏見街道第三橋（三之橋）
- ・ 伏見街道第四橋（直違橋）

### 2. 京都市指定名勝 … 1件

- ・ 浄住寺の庭

### 3. 国登録有形文化財（建造物）… 5件

### 4. 府暫定登録文化財（建造物）… 100件

### 5. 京都を彩る建物や庭園 … 認定28件

### 6. 景観重要建造物 … 104件（H17～）

### 7. 京町家条例に基づく個別指定京町家

… 346件

⇒参考資料1



伏見稲荷大社松の下屋



今宮神社（国登録有形文化財）

# 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針

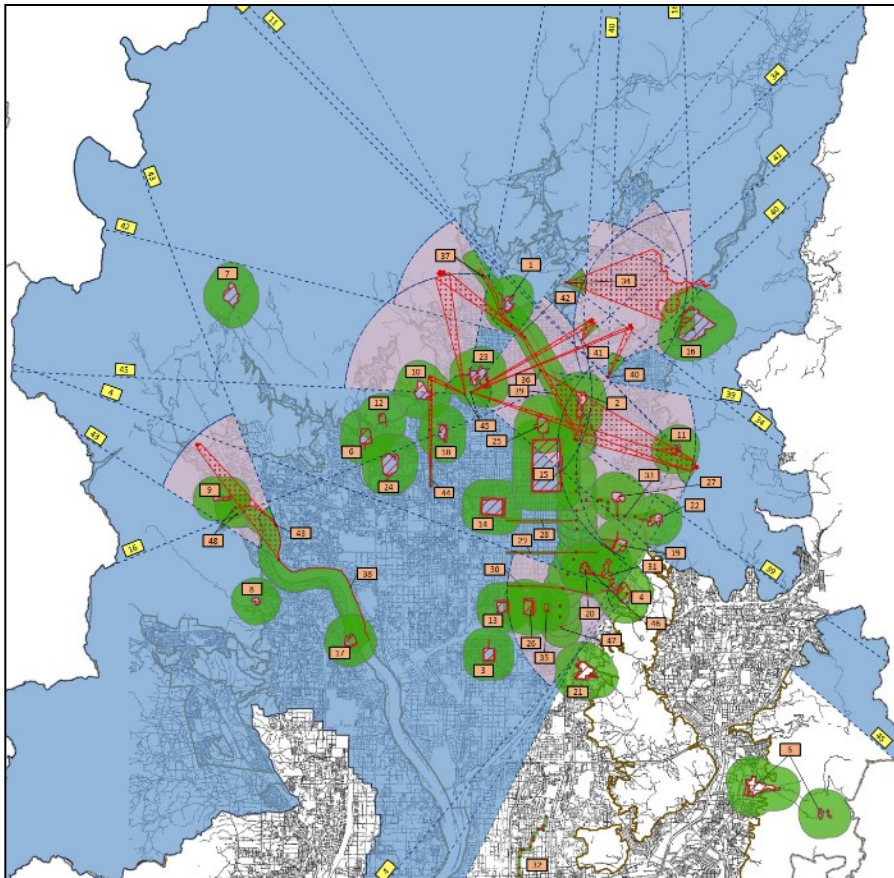
## 1 歴史的風致の維持及び向上の意義

## 2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組

### (1) ゾーニング規制による景観の保全

ウ 歴史的町並み景観の保全 (カ)京町家条例の活用 (条例に基づく指定地区の追加)

カ 眺望景観の保全・創出 (条例改正に伴う時点修正) →第5章も変更

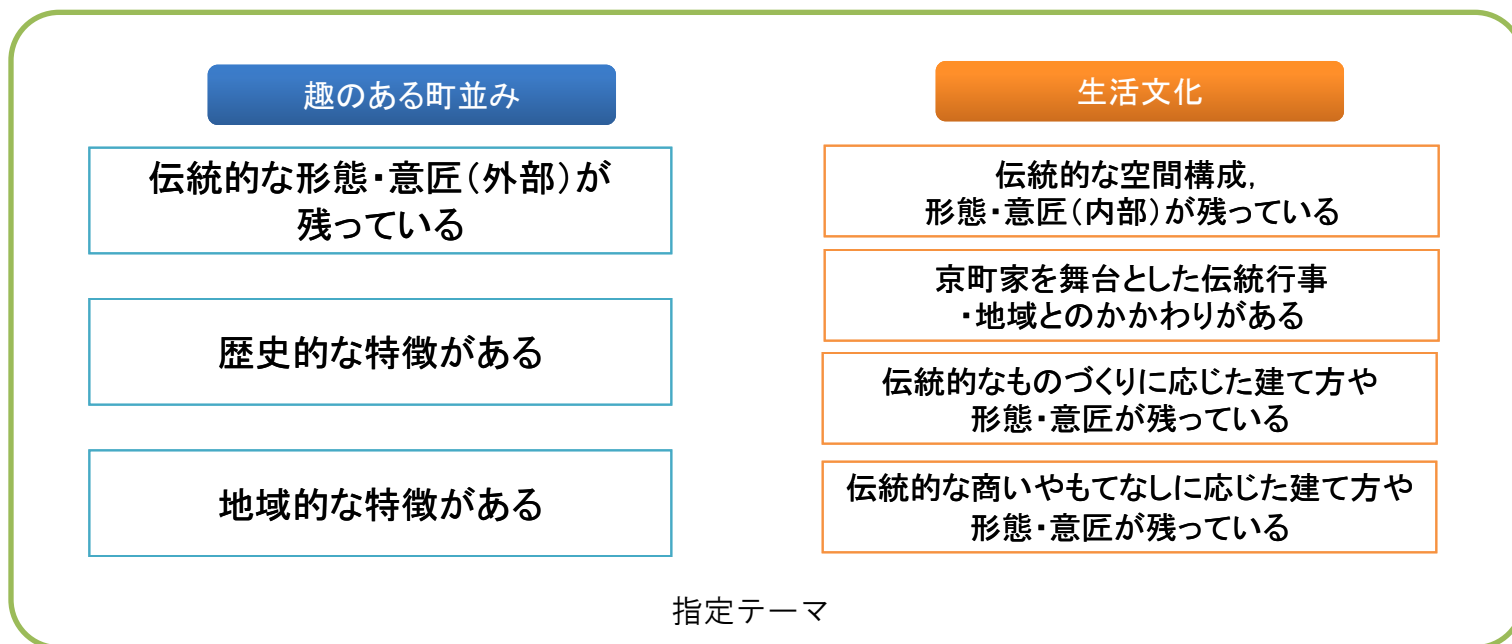


## ●京町家条例の地区指定と個別指定について

⇒参考資料 1

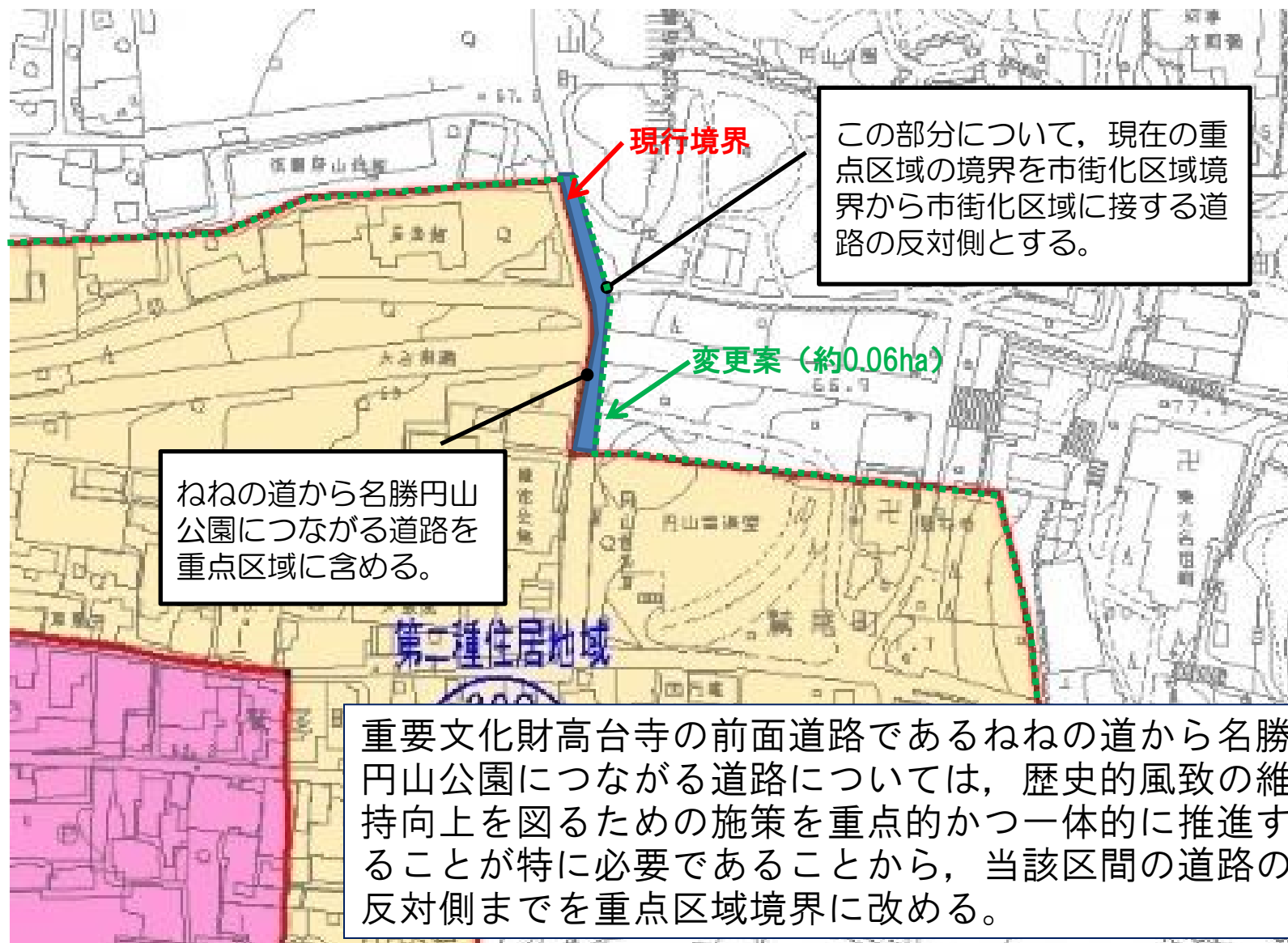
「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（平成29年11月制定）に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、区域や個別の京町家を京都市が指定。

指定対象：既に景観等の既存の制度に基づき指定された地区や京町家に加え、「指定テーマ」に沿って新たな区域や個別の京町家を指定



## 第4章 重点区域の位置及び区域

平成30年度：歴史的市街地地区（約2,468ha）境界線の一部合理化（H30年度）



# 第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

## 1 民俗文化財に関する記述の追加

重要有形民俗文化財祇園祭山鉾の事業，祇園祭の後祭復活，祇園祭の鷹山巡航復帰の支援などに関する記述を追加。

## 2 京都市独自制度に関する記述の追加

文化財遺産を維持・継承・活用するための京都市独自制度に関する記述を追加。

- “京都を彩る建物や庭園” 制度
- “京都をつなぐ無形文化遺産” 制度
- “まち・ひと・こころが織り成す京都遺産” 制度

⇒参考資料2

## 3 文化財の保存・活用に関する記述の追加

埋蔵文化財収蔵スペースの不足，埋蔵文化財に関する独自の展示方法，歴史資料館の展示方法，山科本願寺跡などの国指定史跡の公有化及び仮整備事業などの記述を追加。

## 4 二条城の保存・活用に関する記述の追加

本丸御殿の本格修理実施，保存管理や観覧環境充実の財源確保を目的とした多彩な公開事業やM I C E活用の推進などの記述を追加。

## 5 文化財の説明板に関する記述の追加

説明板を設置する目的，説明板の多言語化などの記述を追加。

# 京都市独自制度の追加

⇒参考資料 2

- “京都を彩る建物や庭園” 制度  
(平成 23 年創設)



- “京都をつなぐ無形文化遺産” 制度  
(平成 25 年創設)



- “まち・ひと・こころが織り成す京都遺産” 制度  
(平成 28 年創設)



# 第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

## 歴史的風致維持向上施設に関する事業

- (1) 道路修景整備★（上七軒通，小川通など）
- (2) 無電柱化事業
- (3) 間伐材を利用した道路付属物の整備事業
- (4) 京のみちデザイン指針の策定
- (5) 観光案内標識等の整備★
- (6) 交通・駐車場等整備（「歩くまち・京都」の推進  
／観光地交通対策／都心部放置自転車等対策など）
- (7) 御園橋改修事業
- (8) 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業
- (9) 都市公園事業（淀城跡公園，円山公園など）
- (10) 京の道づくり事業★

## その他，歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

- (1) 歴史的建造物の保全・再生★（歴史的建造物・文化財の指定／修理・修景助成事業／活用事業）
- (2) 自然・歴史的景観の保全（歴史的風土特別保存地区内の土地の買入など）
- (3) 良好な景観の誘導（屋外広告物整備）
- (4) まちの活性化・魅力の発信事業（京都遺産制度／官民地域連携IRマシキト組織運営／京都市美術館再整備）
- (5) 文化財・伝統文化等の保全・活性化事業★（伝統産業技術者の表彰・育成／「伝統産業の日」関連事業／五感で感じる和の文化事業／京都文化祭典事業など）
- (6) 世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信
- (7) 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業

## (計画変更)

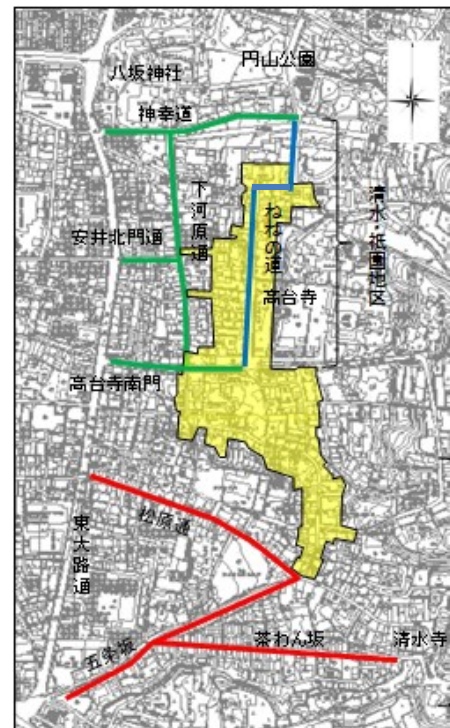
### ◆道路修景整備事業 Ⅱ 清水地区周辺整備

(事業区域)

東山区祇園町北側～東山区清水一丁目地内

→ねねの道から名勝円山公園につながる道路を追加

⇒これに伴い、重点区域範囲を一部変更(第4章)



## (新規事業)

### ◆歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業

(事業区域)

京都市眺望景観創生条例で定める視点場(参道等)

(事業内容)

歴史的景観と調和した舗装(石畳風舗装)整備

⇒参考資料3



## (新規事業)

### ◆京都を彩る建物や庭園修理事業

(事業内容)

- ・ “京都を彩る建物や庭園” 制度で認定、選定された建物や庭園についての修理・管理事業に対する補助



“彩る建物や庭園” 「旧邸御室」

### ◆歴史的風致形成建造物の整備事業

(事業内容)

- ・ 京都市民のシンボルである本庁舎の保存・改修を図るとともに、周辺道路の美化等を進める



### ◆社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全

(事業内容)

- ・ 景観デザインレビュー制度の運用による良好な建築計画の誘導
- ・ 専門家派遣による歴史的建造物の維持保全支援
- ・ 景観情報共有システムによる歴史的資産の情報発信
- ・ 地域協働による歴史的資産周辺の景観情報（プロフィール）作成



⇒参考資料 3

歴史的資産周辺の景観情報（プロフィール）



# ●景観情報共有システムによる歴史的資産の情報発信

京都市景観情報共有システム

「京都市景観情報共有システム」利用規約

「京都市景観情報共有システム」の利用は、次の利用規約に同意していただく必要があります。

[「京都市景観情報共有システム」利用規約を表示する](#)

同意する

1 知る・学ぶ

2 守る

3 協働する

守っていききたい  
京都の歴史的景観  
Facebook

京都市からのお知らせ

2018年11月24日 [【広報資料】京都市「歴まちカード」配布開始について](#)


2018年11月14日 [【広報資料】京都市景観シンポジウム「新景観政策の更なる進化」の開催について](#)

Copyright (C) CITY OF KYOTO All Rights Reserved.


画面選択 指定建物・庭園など 規制情報 用途地域 規制情報 高度地区 規制情報 景観保全 規制情報 眺望景観

指定建物・庭園など クリア


大野邸 (歴風彩)



西川仁右衛門 (歴風)



岡崎遺跡



背景図切替

クリック検索(空間検索)

● クリック検索 ○ 範囲検索

地図をクリックして検索してください

印刷画面へ 検索結果クリア

規制情報・各種リンク

| 項目           | 属性値                |
|--------------|--------------------|
| 歴史的資産周辺の景観情報 | 平安神宮<br>南禅寺<br>知恩院 |

## 大野邸(歴風彩)

写真



Map



詳細情報

|            |   |
|------------|---|
| 行政区        | 左京区   |
| 住所         | 岡崎円勝寺町91番21, 91番83  |
| 景観重要建造物    |   |
| 歴史的風致形成建造物 | 指定あり  |
| 歴史的意匠建造物   |   |
| 界わり景観建造物   |   |
| 京都を彩る建物や庭園 | 指定あり  |
| 彩るURL      | <a href="http://kyoto-irodorou.com/sakyo/onoke_01.html">http://kyoto-irodorou.com/sakyo/onoke_01.html</a> |
| 彩る道定       | 5-025   |
| 彩る認定       | 77  |
| 備考         | 個人の住宅・庭園については、基本的に公開しておりません。見学・鑑賞にあたっては、所有者等の迷惑とならないよう、御配慮をお願いいたします。                                      |

### 歴史的風致形成建造物指定理由

京都の郊外住宅地において、昭和の始め頃、(ほぼ同時期に建築されたと思われる近代和風住宅が建ち並ぶ一角にあって、今なお往時の姿を歴史的意匠により、現代に継承する重要な建造物である。

閉じる

※印刷する際はA4サイズの横向きを選択してください。

## (新規事業)

### ◆京町家保全・継承推進事業

(事業内容)

「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づき指定された京町家（地区及び個別）修理・修景に対する助成

⇒参考資料 1



京町家保全・継承取組地区 万寿寺通地区

### ◆伝統芸能文化創生プロジェクト

(事業内容)

平成23年度に本市が策定した「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）基本構想」に掲げるセンターに備えるべき機能の実現を目指すプロジェクトを実施する



伝統芸能文化創生プロジェクト

## A1 指定京町家 改修補助金

京町家条例に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要となる大規模な改修工事にかかる費用の一部を補助します。

大規模改修に対する助成!



| 対象建築物 | 京町家条例に基づく指定地区内の京町家             | 京町家条例に基づく個別指定の京町家   |
|-------|--------------------------------|---|
| 対象工事  | ① 外部改修工事 ※1<br>② 設備改修工事        | ① 外部改修工事 ※1<br>② 設備改修工事<br>③ 内部改修工事 ※2                                |
| 補助金額  | 補助対象費用の1/2<br>上限額 <b>100万円</b> | 補助対象費用の1/2<br>上限額 <b>250万円</b><br><small>※内部改修工事に要する費用は上限60万円</small> |

- ① 外部改修工事とは  
外壁、屋根、外部建具、格子等の外観の修理・修景工事
- ② 設備改修工事とは  
給排水設備や衛生設備の配管、電気設備の配線等の改修工事
- ③ 内部改修工事とは  
通り庭、火袋、床の間、欄間、奥庭等の歴史的・伝統的な形態意匠の保全・復原工事

※1 道路その他の公共の場所から見える部分の改修工事に限ります。

※2 内部改修工事に補助を受ける場合、地域交流拠点等の公的な利用又は建物内部の状況等について写真等の公開をすることが必要です。

## A2 個別指定京町家 維持修繕補助金

京町家条例に基づく個別指定の京町家を対象に、日常的な維持修繕にかかる費用の一部を補助します。

維持修繕に対する助成!



| 対象建築物      | 京町家条例に基づく個別指定の京町家                     |                                   |                 |                             |                             |
|------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 対象工事<br>※1 | 屋根（通り庇を含む）<br>瓦の部分取替え<br>ズレの直し等<br>※2 | 外壁（高塀を含む）<br>土壁の<br>部分的な修繕<br>※2  | 樋 ※2<br>部分修理    | 外部建具 ※2<br>建て付け調整<br>部分的な塗装 | 健全化に<br>必要な工事<br>防蟻処理       |
| 補助単価       | <b>2,700円/m<sup>2</sup></b>           | <b>3,200円/m<sup>2</sup></b><br>※3 | <b>1,100円/m</b> | 協議による                       | <b>3,900円/m<sup>2</sup></b> |
| 補助金額       | 補助対象費用の1/2 上限額 <b>30万円</b>            |                                   |                 |                             |                             |

※1 前年度（外部建具又は健全化に必要な工事は4年以内）に補助を受けた箇所は対象外となります。

※2 道路その他の公共の場所から見える部分に限ります。

※3 漆喰の補修については6,300円/m<sup>2</sup>とします。



## 第8章 歴史的風致形成建造物の指定

指定の方針を以下の通り修正する。

(修正前)

指定にあたっては、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家等で構成する京都市美観風致審議会の意見を聴いて行う。



(修正後)

削除

※「京都市歴史的風致維持向上計画の策定及び実施等に関する要綱」第2条を変更し、**今後は京都市歴史まちづくり推進会議において意見聴取を行う。**

(京都市歴史まちづくり推進会議への意見の聴取)

第2条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、**京都市歴史まちづくり推進会議**の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第5条第1項の規定による計画の作成及び法第7条第1項の規定による計画の変更
- (2) 法第12条第1項の規定による歴史的風致形成建造物の指定及び法第17条第2項の規定による歴史的風致形成建造物の解除

## ■ 歴史的風致形成建造物指定一覧（平成30年3月，6月指定分）

| 建物名称  | 外観写真  | 建物名称  | 外観写真  |
|---|---|---|---|
| <p><b>横山邸</b></p> <p>(H30.3指定)<br/>景観重要建造物<br/>重要京町家</p>    |    | <p><b>金翠堂</b></p> <p>(H30.3指定)</p>                                |    |
| <p><b>田中邸</b></p> <p>(H30.6指定)<br/>重要京町家</p>                |   | <p><b>高田邸</b></p> <p>(H30.6指定)<br/>景観重要建造物<br/>重要京町家<br/>彩る認定</p> |   |
| <p><b>伽藍下鴨</b><br/>(旧映画監督の家)</p> <p>(H30.6指定)<br/>重要京町家</p> |  | <p><b>石田邸</b></p> <p>(H30.6指定)<br/>重要京町家</p>                      |  |

## ■ 歴史的風致形成建造物指定一覧（平成30年12月指定分）

| 建物名称  | 外観写真   | 建物名称  | 外観写真   |
|---|--|---|--|
| <p>清水邸</p> <p>(H30.12指定)</p>                  |   | <p>大槻邸</p> <p>(H30.12指定)</p>                |   |
| <p>菅大臣神社</p> <p>(H30.12指定)</p> <p>景観重要建造物</p> |  | <p>富美代</p> <p>(H30.12指定)</p> <p>景観重要建造物</p> |  |

■歴史的風致形成建造物指定候補一覧(平成31年3月指定予定)※美観風致審議会で見聞聴取予定

| 建物名称        | 外観写真   | 建物名称        | 外観写真  |
|-------------|--|-------------|---|
| 大聖寺<br>彩る認定 |   | 宝鏡寺<br>彩る認定 |  |
| 元立誠小学校      |  | 山田邸         |  |

## ■歴史的風致形成建造物指定候補一覧(平成31年4月以降指定予定)

| 建物名称                            | 外観写真  | 建物名称                            | 外観写真  |
|---------------------------------|---|---------------------------------|---|
| 法輪寺(だるま寺)                       |    | 水火天満宮                           |    |
| <b>筈井邸</b><br>彩る選定              |    | <b>津田邸</b><br>界わい景観建造物<br>重要京町家 |    |
| <b>富英堂</b><br>界わい景観建造物<br>重要京町家 |  | <b>廣田邸</b><br>彩る選定              |  |

■ 歴史的風致形成建造物指定候補一覧(平成31年4月以降指定予定)

| 建物名称   | 外観写真  | 建物名称                     | 外観写真  |
|--------|---|--------------------------|---|
| 飯田邸    |    | 魚三楼<br>界わい景観建造物<br>重要京町家 |    |
| 小林錬染工場 |   | 役人町の町家                   |   |
| 服部邸    |  | 栗原邸                      |  |

## ■ 歴史的風致形成建造物指定候補一覧(平成31年4月以降指定予定)

| 建物名称                                    | 外観写真  | 建物名称       | 外観写真  |
|---|---|------------|---|
| <p>西哲機業</p> <p>歴史的意匠建造物<br/>重要京町家</p>   |    | <p>石井邸</p> |    |
| <p>岡文織物榎邸</p> <p>歴史的意匠建造物<br/>重要京町家</p> |   | <p>竹内邸</p> |   |
| <p>石田家借家</p>                            |  | <p>井口邸</p> |  |

## ■ 歴史的風致形成建造物指定候補一覧(平成31年4月以降指定予定)

| 建物名称 | 外観写真   | 建物名称 | 外観写真  |
|------|--|------|---|
| 俵診療所 |   | 中郵便  |  |
| 西川油店 |  |      |   |



# ■歴史的風致形成建造物指定候補一覧(平成31年4月以降指定予定)

## 吉田神楽岡旧谷川住宅群の住宅 (9件)



①松田邸



②今村邸



③佐藤邸



④野田邸



● 国有形登録文化財



⑤原田邸



⑥小森邸



⑦吉田邸



⑧松田邸



● 景観重要建造物



⑨中辻邸



# ■歴史的風致形成建造物指定候補一覧(平成31年4月以降指定予定)

## 吉田神楽岡旧谷川住宅群内道路

